

入札説明書

この入札説明書は、令和8年3月18日付け令和8年広域紋別病院告示第3号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者名

広域紋別病院企業団企業長 緑川 泰

2 入札に付する事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 名称 広域紋別病院放射線被曝線量測定検査業務

イ 予定数量 低線量の放射線被曝線量測定検査 1,440件

不均等用線量の測定検査 1,440件

※ 各1件あたりの単価

(2) 契約の目的の仕様その他明細

契約書(案)及び業務処理要領による。

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

(4) 履行場所

紋別市落石町1丁目3番37号 広域紋別病院

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 市町村税（個人市町村民税を除く。）

イ 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

(4) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分の決算において2の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行している者であること。

(5) 北海道内に事業所を有すること。

4 契約条項を示す場所

紋別市落石町1丁目3番37号 広域紋別病院総務課

5 入札執行の日時及び場所

(1) 入札場所 紋別市落石町1丁目3番37号 広域紋別病院

(郵送先 郵便番号 094-8709 広域紋別病院 事務部総務課)

(2) 入札日時

① 1回目 令和8年3月30日(月) (前日午後5時30分必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

6 入札保証金

広域紋別病院企業団病院事業会計規程(以下「会計規程」という。)第98条により定める額とする。
ただし、会計規程第100条に該当する場合は、入札保証金について減免する。

7 契約保証金

会計規程第119条に定める額とする。

ただし、会計規程第120条に該当する場合は、契約保証金について減免する。

8 送付による入札の可否

認める。

9 契約書の作成の要否

要する。

10 その他

(1) 無効入札

開札の時に於いて、3に規定する資格を有しない者のした入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定方法

政令第167条の10の第1項に規定する場合を除き、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額(単価)が会計規程第103条の規定により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札総価格(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額)が最低である者を落札者とする。

(3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 広域紋別病院総務課

イ 所在地 郵便番号 094-8709 紋別市落石町1丁目3番37号
電話番号 0158-24-3111

(7) 前金払

前金払はしない。

(8) 概算払

概算払はしない。

(9) 部分払

部分払はしない。

(10) 送付による入札における再度入札

送付による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(11) 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(12) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(13) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(14) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による売掛金債権担保保険に掛かる融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を企業団に提出し、企業団が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、企業団が指定する様式により依頼すること。

(15) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。